

第十七條 拓北局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 滿洲其ノ他拓務大臣ノ定ムル地域ニ於ケル移植民ニ關スル事項
- 二 滿洲拓植公社ノ業務ノ監督ニ關スル事項

第十八條 拓北局ニ監理課、開拓課、青年課及輔導課ヲ置ク

第十九條 監理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 局内各課事務ノ連絡調整ニ關スル事項
- 二 滿洲拓植公社ノ業務ノ監督ニ關スル事項
- 三 滿洲拓植委員會ニ關スル事項

第二十條 滿洲開拓青年義勇隊訓練本部ニ關スル事項

- 一 移植民團體ノ助成ニ關スル事項
- 二 移植民ニ關スル諸般ノ調査及企畫ニ關スル事項
- 三 開拓地調査ニ關スル事項
- 四 局内他課ノ主管ニ屬セザル事項

第二十一條 青年課ニ於テハ滿洲開拓青年義勇隊ニ關スル宣傳、募集、訓練、送出、助成及保護ニ關スル事務ヲ掌ル

- 一 滿洲開拓民ノ指導員ニ關スル事項
- 二 女子ニ對スル滿洲開拓思想ノ啓發宣傳ニ關スル事項

第二十二條 輔導課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 滿洲開拓民ノ指導員ニ關スル事項
- 二 女子ニ對スル滿洲開拓思想ノ啓發宣傳ニ關スル事項

第二十三條 拓南局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外移植民ニ關スル事項
- 二 他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事項
- 三 臺灣拓殖株式會社、南洋拓殖株式會社及日南産業株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項
- 四 拓南局ニ第一課、第二課及第三課ヲ置ク
- 五 第三課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外南方ニ對スル施策ノ連絡調整ニ關スル事項
- 六 臺灣拓殖株式會社及南洋拓殖株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項
- 七 海外拓殖事業ニ關スル物資ノ需給調整ニ關スル事項
- 八 局内他課ノ主管ニ屬セザル事項

第二十四條 拓南局ニ第一課、第二課及第三課ヲ置ク

- 一 第三課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外南方ニ對スル施策ノ連絡調整ニ關スル事項
- 二 臺灣拓殖株式會社及南洋拓殖株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項
- 三 臺灣拓殖株式會社、南洋拓殖株式會社及日南産業株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項
- 四 拓南局ニ第一課、第二課及第三課ヲ置ク
- 五 第三課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外南方ニ對スル施策ノ連絡調整ニ關スル事項
- 六 臺灣拓殖株式會社及南洋拓殖株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項
- 七 海外拓殖事業ニ關スル物資ノ需給調整ニ關スル事項
- 八 局内他課ノ主管ニ屬セザル事項

第二十五條 第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 第三課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外南方ニ對スル施策ノ連絡調整ニ關スル事項
- 二 臺灣拓殖株式會社及南洋拓殖株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項
- 三 臺灣拓殖株式會社、南洋拓殖株式會社及日南産業株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項
- 四 拓南局ニ第一課、第二課及第三課ヲ置ク
- 五 第三課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外南方ニ對スル施策ノ連絡調整ニ關スル事項
- 六 臺灣拓殖株式會社及南洋拓殖株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項
- 七 海外拓殖事業ニ關スル物資ノ需給調整ニ關スル事項
- 八 局内他課ノ主管ニ屬セザル事項

第二十六條 第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 第三課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外移植民ノ宣傳獎勵及保護指導ニ關スル事項
- 二 第三課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事項
- 三 第三課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外海外拓殖體ノ助成ニ關スル事項
- 四 長崎移住教養所ニ關スル事項
- 五 第三課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 六 中南米方面ニ於ケル移植民ノ宣傳獎勵及保護指導ニ關スル事項

第二十七條 第三課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 中南米方面ニ於ケル移植民ノ宣傳獎勵及保護指導ニ關スル事項

第二十八條 第三課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 中南米方面ニ於ケル移植民ノ宣傳獎勵及保護指導ニ關スル事項

第二十九條 第三課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 中南米方面ニ於ケル移植民ノ宣傳獎勵及保護指導ニ關スル事項

第三十條 第三課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 中南米方面ニ於ケル移植民ノ宣傳獎勵及保護指導ニ關スル事項

第三十一條 第三課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 中南米方面ニ於ケル移植民ノ宣傳獎勵及保護指導ニ關スル事項

第三十二條 第三課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

導ニ關スル事項

- 一 同方面ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事項
- 二 同方面ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事項
- 三 同方面ニ關スル移植民團體ノ助成ニ關スル事項
- 四 海外移住組合ニ關スル事項
- 五 日南産業株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項
- 六 神戸移住教養所ニ關スル事項

厚生省社會局の優良多子家庭表彰に關する附帶調査の發表

厚生省に於ては本年十一月三日の佳日に際し全國の優良多子家庭一萬三百三十六家庭に對して表彰を行つたが、同省社會局が各道府縣の集計表を基礎として集計せる附帶調査の結果を掲ぐれば以下の如くである。

如く左の各號に該當するものをいふ。

- (1) 父母を同じうする滿六歳以上の嫡出の子女十人以上を自ら育成したること。
- (2) 子女(六歳未滿の子女をも含む以下之に同じ)中死亡したる者無きこと。但し戰役事變に因り又は天災地變等避くべからざる事由に因り死亡したる者は之を生存者と看做すこと。
- (3) 子女は何れも心身共に健全なること。但し戰役事變に因り又は天災地變等避くべからざる事由に因り健全ならざるに至りたる者は之を健全なるものと看做すこと。
- (4) 父母及子女は何れも性行善良にして其の家庭堅實なること。

尚以下集計以外の父母の同胞數、乳兒期に於ける養(母乳、人口榮養、混合榮養の別)、子女の教育程度、職業、居住の狀況その他に就ては本人人口問題研究所に於いて更に集計を行ふ豫定である。

優良多子家庭調査總括表

表影該當	同上中生存せる	子	女	數
家庭數	父の數	母の數	男	女
計	計	計	計	計
10,336	9,279	9,279	5,187	4,092

(備考) 子女數一〇九、五三五人の内六歳未満子女數一、九〇五人  
一家庭平均子女數は一〇、五九七人なり。

第一表 該當家庭數調

市町村	該當家庭數	世帯數千に對する該當家庭數
市	一、三八一	〇・二
町	二、五七七	一・〇
村	六、三七八	二・二
計	一〇、三三六	〇・八

第二表 滿六歳以上子女數別該當家庭數調

市町村	子女數	人	人	人	人	人	人	計
市	九四八	三二	五五	三三	五	一	一、八二	一、八二
町	一、七〇八	六三	一七	四	一	二、五七	二、五七	二、五七
村	四、三三二	一、五三	三六	一四	四	六、七八	六、七八	六、七八
計	七、〇八八	二、四九六	六三	三三	四	一〇、三三六	一〇、三三六	一〇、三三六
	六六・二	三四・一	六・一	三・〇	〇・三	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

第三表 子女數別該當家庭數調

市町村	子女數	一〇人	一人	二人	三人	四人	五人	六人	七人	八人	計
市	八〇八	三九	三六	四	九	一	一	一	一	一	一、二八
町	一、四〇九	六八	二七	九	二	三	一	一	一	一	二、五七
村	三、七三六	一、七九	六八	一、九	三	六	一	一	一	一	六、三八
計	五、九五三	二、九六六	一、〇八三	二、七四	五	九	一	一	一	一	一〇、三三六
	五七・九	二八・四	一〇・五	二・七	〇・五	一	一	一	一	一	一〇〇・〇

第四表 年齢別父の數調

年齢	子女數	一〇人	一人	二人	三人	四人	五人	六人	七人	八人	計
三五歳未満	一〇人	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三五歳以上	一〇人	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四〇歳未満	一〇人	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四〇歳以上	一〇人	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四五歳未満	一〇人	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四五歳以上	一〇人	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五〇歳未満	一〇人	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五〇歳以上	一〇人	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五五歳未満	一〇人	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五五歳以上	一〇人	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六〇歳未満	一〇人	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六〇歳以上	一〇人	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七〇歳未満	一〇人	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七〇歳以上	一〇人	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八〇歳未満	一〇人	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八〇歳以上	一〇人	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九〇歳未満	一〇人	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九〇歳以上	一〇人	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一〇〇歳未満	一〇人	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一〇〇歳以上	一〇人	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	五、九五三	二、九六六	一、〇八三	二、七四	五	九	一	一	一	一	一〇、三三六

(備考) 一、子女數には六歳未満の者を含むものとす  
二、調査期日に於ける死亡者一、〇三九人は之を含まざるものとす

第五表 年齢別母の數調

年齢	市	町	村	計	該當家庭總數に對する百分比
三〇歳未満	10	11	12	33	1.3
三〇歳以上	11	12	13	36	1.4
三〇歳以上	12	13	14	39	1.5
三〇歳以上	13	14	15	42	1.6
三〇歳以上	14	15	16	45	1.7
三〇歳以上	15	16	17	48	1.8
三〇歳以上	16	17	18	51	1.9
三〇歳以上	17	18	19	54	2.0
三〇歳以上	18	19	20	57	2.1
三〇歳以上	19	20	21	60	2.2
三〇歳以上	20	21	22	63	2.3
三〇歳以上	21	22	23	66	2.4
三〇歳以上	22	23	24	69	2.5
三〇歳以上	23	24	25	72	2.6
三〇歳以上	24	25	26	75	2.7
三〇歳以上	25	26	27	78	2.8
三〇歳以上	26	27	28	81	2.9
三〇歳以上	27	28	29	84	3.0
三〇歳以上	28	29	30	87	3.1
三〇歳以上	29	30	31	90	3.2
三〇歳以上	30	31	32	93	3.3
三〇歳以上	31	32	33	96	3.4
三〇歳以上	32	33	34	99	3.5
三〇歳以上	33	34	35	102	3.6
三〇歳以上	34	35	36	105	3.7
三〇歳以上	35	36	37	108	3.8
三〇歳以上	36	37	38	111	3.9
三〇歳以上	37	38	39	114	4.0
三〇歳以上	38	39	40	117	4.1
三〇歳以上	39	40	41	120	4.2
三〇歳以上	40	41	42	123	4.3
三〇歳以上	41	42	43	126	4.4
三〇歳以上	42	43	44	129	4.5
三〇歳以上	43	44	45	132	4.6
三〇歳以上	44	45	46	135	4.7
三〇歳以上	45	46	47	138	4.8
三〇歳以上	46	47	48	141	4.9
三〇歳以上	47	48	49	144	5.0
三〇歳以上	48	49	50	147	5.1
三〇歳以上	49	50	51	150	5.2
三〇歳以上	50	51	52	153	5.3
三〇歳以上	51	52	53	156	5.4
三〇歳以上	52	53	54	159	5.5
三〇歳以上	53	54	55	162	5.6
三〇歳以上	54	55	56	165	5.7
三〇歳以上	55	56	57	168	5.8
三〇歳以上	56	57	58	171	5.9
三〇歳以上	57	58	59	174	6.0
三〇歳以上	58	59	60	177	6.1
三〇歳以上	59	60	61	180	6.2
三〇歳以上	60	61	62	183	6.3
三〇歳以上	61	62	63	186	6.4
三〇歳以上	62	63	64	189	6.5
三〇歳以上	63	64	65	192	6.6
三〇歳以上	64	65	66	195	6.7
三〇歳以上	65	66	67	198	6.8
三〇歳以上	66	67	68	201	6.9
三〇歳以上	67	68	69	204	7.0
三〇歳以上	68	69	70	207	7.1
三〇歳以上	69	70	71	210	7.2
三〇歳以上	70	71	72	213	7.3
三〇歳以上	71	72	73	216	7.4
三〇歳以上	72	73	74	219	7.5
三〇歳以上	73	74	75	222	7.6
三〇歳以上	74	75	76	225	7.7
三〇歳以上	75	76	77	228	7.8
三〇歳以上	76	77	78	231	7.9
三〇歳以上	77	78	79	234	8.0
三〇歳以上	78	79	80	237	8.1
三〇歳以上	79	80	81	240	8.2
三〇歳以上	80	81	82	243	8.3
三〇歳以上	81	82	83	246	8.4
三〇歳以上	82	83	84	249	8.5
三〇歳以上	83	84	85	252	8.6
三〇歳以上	84	85	86	255	8.7
三〇歳以上	85	86	87	258	8.8
三〇歳以上	86	87	88	261	8.9
三〇歳以上	87	88	89	264	9.0
三〇歳以上	88	89	90	267	9.1
三〇歳以上	89	90	91	270	9.2
三〇歳以上	90	91	92	273	9.3
三〇歳以上	91	92	93	276	9.4
三〇歳以上	92	93	94	279	9.5
三〇歳以上	93	94	95	282	9.6
三〇歳以上	94	95	96	285	9.7
三〇歳以上	95	96	97	288	9.8
三〇歳以上	96	97	98	291	9.9
三〇歳以上	97	98	99	294	10.0
三〇歳以上	98	99	100	297	10.1
三〇歳以上	99	100	101	300	10.2
三〇歳以上	100	101	102	303	10.3
三〇歳以上	101	102	103	306	10.4
三〇歳以上	102	103	104	309	10.5
三〇歳以上	103	104	105	312	10.6
三〇歳以上	104	105	106	315	10.7
三〇歳以上	105	106	107	318	10.8
三〇歳以上	106	107	108	321	10.9
三〇歳以上	107	108	109	324	11.0
三〇歳以上	108	109	110	327	11.1
三〇歳以上	109	110	111	330	11.2
三〇歳以上	110	111	112	333	11.3
三〇歳以上	111	112	113	336	11.4
三〇歳以上	112	113	114	339	11.5
三〇歳以上	113	114	115	342	11.6
三〇歳以上	114	115	116	345	11.7
三〇歳以上	115	116	117	348	11.8
三〇歳以上	116	117	118	351	11.9
三〇歳以上	117	118	119	354	12.0
三〇歳以上	118	119	120	357	12.1
三〇歳以上	119	120	121	360	12.2
三〇歳以上	120	121	122	363	12.3
三〇歳以上	121	122	123	366	12.4
三〇歳以上	122	123	124	369	12.5
三〇歳以上	123	124	125	372	12.6
三〇歳以上	124	125	126	375	12.7
三〇歳以上	125	126	127	378	12.8
三〇歳以上	126	127	128	381	12.9
三〇歳以上	127	128	129	384	13.0
三〇歳以上	128	129	130	387	13.1
三〇歳以上	129	130	131	390	13.2
三〇歳以上	130	131	132	393	13.3
三〇歳以上	131	132	133	396	13.4
三〇歳以上	132	133	134	399	13.5
三〇歳以上	133	134	135	402	13.6
三〇歳以上	134	135	136	405	13.7
三〇歳以上	135	136	137	408	13.8
三〇歳以上	136	137	138	411	13.9
三〇歳以上	137	138	139	414	14.0
三〇歳以上	138	139	140	417	14.1
三〇歳以上	139	140	141	420	14.2
三〇歳以上	140	141	142	423	14.3
三〇歳以上	141	142	143	426	14.4
三〇歳以上	142	143	144	429	14.5
三〇歳以上	143	144	145	432	14.6
三〇歳以上	144	145	146	435	14.7
三〇歳以上	145	146	147	438	14.8
三〇歳以上	146	147	148	441	14.9
三〇歳以上	147	148	149	444	15.0
三〇歳以上	148	149	150	447	15.1
三〇歳以上	149	150	151	450	15.2
三〇歳以上	150	151	152	453	15.3
三〇歳以上	151	152	153	456	15.4
三〇歳以上	152	153	154	459	15.5
三〇歳以上	153	154	155	462	15.6
三〇歳以上	154	155	156	465	15.7
三〇歳以上	155	156	157	468	15.8
三〇歳以上	156	157	158	471	15.9
三〇歳以上	157	158	159	474	16.0
三〇歳以上	158	159	160	477	16.1
三〇歳以上	159	160	161	480	16.2
三〇歳以上	160	161	162	483	16.3
三〇歳以上	161	162	163	486	16.4
三〇歳以上	162	163	164	489	16.5
三〇歳以上	163	164	165	492	16.6
三〇歳以上	164	165	166	495	16.7
三〇歳以上	165	166	167	498	16.8
三〇歳以上	166	167	168	501	16.9
三〇歳以上	167	168	169	504	17.0
三〇歳以上	168	169	170	507	17.1
三〇歳以上	169	170	171	510	17.2
三〇歳以上	170	171	172	513	17.3
三〇歳以上	171	172	173	516	17.4
三〇歳以上	172	173	174	519	17.5
三〇歳以上	173	174	175	522	17.6
三〇歳以上	174	175	176	525	17.7
三〇歳以上	175	176	177	528	17.8
三〇歳以上	176	177	178	531	17.9
三〇歳以上	177	178	179	534	18.0
三〇歳以上	178	179	180	537	18.1
三〇歳以上	179	180	181	540	18.2
三〇歳以上	180	181	182	543	18.3
三〇歳以上	181	182	183	546	18.4
三〇歳以上	182	183	184	549	18.5
三〇歳以上	183	184	185	552	18.6
三〇歳以上	184	185	186	555	18.7
三〇歳以上	185	186	187	558	18.8
三〇歳以上	186	187	188	561	18.9
三〇歳以上	187	188	189	564	19.0
三〇歳以上	188	189	190	567	19.1
三〇歳以上	189	190	191	570	19.2
三〇歳以上	190	191	192	573	19.3
三〇歳以上	191	192	193	576	19.4
三〇歳以上	192	193	194	579	19.5
三〇歳以上	193	194	195	582	19.6
三〇歳以上	194	195	196	585	19.7
三〇歳以上	195	196	197	588	19.8
三〇歳以上	196	197	198	591	19.9
三〇歳以上	197	198	199	594	20.0
三〇歳以上	198	199	200	597	20.1
三〇歳以上	199	200	201	600	20.2
三〇歳以上	200	201	202	603	20.3
三〇歳以上	201	202	203	606	20.4
三〇歳以上	202	203	204	609	20.5
三〇歳以上	203	204	205	612	20.6
三〇歳以上	204	205	206	615	20.7
三〇歳以上	205	206	207	618	20.8
三〇歳以上	206	207	208	621	20.9
三〇歳以上	207	208	209	624	21.0
三〇歳以上	208	209	210	627	21.1
三〇歳以上	209	210	211	630	21.2
三〇歳以上	210	211	212	633	21.3
三〇歳以上	211	212	213	636	21.4
三〇歳以上	212	213	214	639	21.5
三〇歳以上	213	214	215	642	21.6
三〇歳以上	214	215	216	645	21.7
三〇歳以上	215	216	217	648	21.8
三〇歳以上	216	217	218	651	21.9
三〇歳以上	217	218	219	654	22.0
三〇歳以上	218	219	220	657	22.1
三〇歳以上	219	220	221	660	22.2
三〇歳以上	220	221	222	663	22.3
三〇歳以上	221	222	223	666	22.4
三〇歳以上	222	223	224	669	22.5
三〇歳以上	223	224	225	672	22.6
三〇歳以上	224	225	226	675	22.7
三〇歳以上	225	226	227	678	22.8
三〇歳以上	226	227	228	681	22.9
三〇歳以上	227	228	229	684	23.0
三〇歳以上	228	229	230	687	23.1
三〇歳以上	229	230	231	690	23.2
三〇歳以上	230	231	232	693	23.3
三〇歳以上	231	232	233	696	23.4
三〇歳以上	232	233	234	699	23.5
三〇歳以上	233	234	235	702	23.6
三〇歳以上	234	235</			

三〇歳以上三五歳未満	七	三二
三五歳以上四〇歳未満	一	一〇六七
四〇歳以上四五歳未満	一	六、八五〇
四五歳以上五〇歳未満	一	二、二九二
五〇歳以上	一	九五
計	一〇、三三六	一〇、三三六

(備考) 一、第一子分娩時年齢は現在の婚姻が再婚の如き場合に在りては現在の婚姻に於ける第一子分娩時年齢に依りたるものとす

### 第九表 第一子分娩時より末子分娩時に至る年數別該當家庭數

所要年數	家庭數
一五年未満	三三三
一五年	三一
一六年	七八
一七年	一四五
一八年	二八二
一九年	五七三
二〇年	九〇二
二一年	一、二〇二
二二年	一、四一六
二三年	一、四五七
二四年	一、二九八
二五年	一、〇八九
二六年以上三〇年未満	一、五九二
三〇年以上三五年未満	二三八
三五年	一
三六年	一

三七年	一
三八年	一
三九年	一
四〇年	一
計	一〇、三三六

(備考) 一、第一子分娩時は現在の婚姻が再婚の如き場合に在りては現在の婚姻に於ける第一子分娩時に依りたるものとす

### 第十表 經濟狀態別該當家庭數調

經濟狀態	家庭數
上	一、四〇一
中	六、四八二
下	二、四五三
計	一〇、三三六

### 醫藥制度改善方策の厚生大臣諮問に對する醫藥制度調査會の答申

一昨昭和十三年七月厚生大臣は醫藥制度調査會に對し醫藥制度の改善方策に關する諮問を行つたが、本昭和十五年十月二十八日同調査會はその内特に醫藥制度の改善方策に關する答申を行つた。之を掲ぐれば以下の如くである。

諮問

國民醫藥の現狀に鑑み現行醫藥制度改善の方策如何

答申

惟ふに醫藥に關する現行諸制度は其の創始以來既に相當の歲月を閱し其の間若干の修補を見たるも未だ其の根本的改革の斷行せられたることなし時勢の推移と

社會事情の變遷に伴ひ現に幾多改革の必要を痛感せらるゝのみならず現下の重大時局に鑑み國家百年の大計に稽へ之が改善の方策を講ずるは極めて喫緊の要務なりと謂はざるべからず

就中最近に於ける國民保健の現狀と之に對處すべき國民醫藥機關の實狀とは眞に寒心に堪へざるものあり仍て先づ國民醫藥に關する各種機關を整備再編し其の人的並に物的機構に關する諸般の制度に改革を行ひ以て全國民に對する醫藥の普及を圖り併せて醫藥内容の向上に努むべく之が爲現行醫師會の改組を行ふは興亞の大業達成上一日も之を忽にすべからざる所と認む以上の趣旨に基き本調査會に於ては今般別紙醫藥制度改善方策の成案を見るに至れり政府に於かれては速かに本改善方策を實行に移し以て國民の福利増進と國力の涵養進展に遺憾なきを期せられんことを望む

#### 醫藥制度改善方策 (別紙)

#### 第一 醫藥の普及

##### 一 醫藥機關の分布是正

##### (一) 開業の制限

- (1) 厚生大臣は醫師の數過剩と認めらるる都市及其の近接町村に於ける新規開業を制限して分布是正を行ふことを得ること
- (2) 前項の制限に付ては醫師會の意見を徴すること

##### (二) 醫師の勤務指定制度の創設

- (1) 厚生大臣は國、公共團體及公益法人立診療所に勤務せしむる必要を認めたる時は免許